

千葉県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

千葉県公立学校情報機器整備基金条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 県は、県又は市町村が行う公立学校における情報機器の整備に関する事業の資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により、千葉県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、県又は市町村が行う公立学校における情報機器の整備に関する事業の資金に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊谷俊人

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「教育長及び」及び「（以下「教育長等」という。）」を削り、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第三条第二項に規定する教育長等」を「地方公営企業の管理者」に改め、同条第四項中「副知事」の下に「、教育長」を加え、同条第五項中「、副知事」の下に「、教育長」を加え、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 教育長 百分の三十

第三条第七項中「副知事となつた」を「副知事又は教育長（以下「副知事等」という。）となつた」に、「の副知事」を「の副知事等」に改め、同条第八項及び第九項中「副知事」を「副知事等」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「教育長等」を「地方公営企業の管理者」に改める。

第六条第二項中「又は副知事」を「、副知事又は教育長」に改める。

別表第二中

「副知事」を「副知事等」と改め、同表第二中「副知事」を「副知事等」と改める。

「第二条第二項各号に掲げる者」を「第二条第二項各号に掲げる者」に改める。

る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長の退職手当（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する任期に係るものに限る。）の額は、改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者の教育長としての在職期間について、新条例第三条第五項の規定により算定した額

二 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第六号）第二条第一項に規定する職員又は同条例第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「退職手当条例職員等」という。）から引き続きいて教育長となった者にあつては、その者の退職手当条例職員等としての引き続きいた在職期間について、教育長となる直前の退職手当条例職員等を退職した日に受けていた給料表の職務の級の号給の額を基礎として、当該退職した日における県の一般職の職員の例により算定して得た額

3 新条例第六条第二項及び別表第二の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例

千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第五項第一号中「に関し」を「及び同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明に関し、」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第五十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号に次のように加える。

チ 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）第二条第一項に規定する特定再生資源の保管又は破碎等

第十一条第二項中「及び第四号に掲げる作業にあつては、」を「に掲げる作業にあつては職員、第三号及び第五号に掲げる作業にあつては警察官のうち」に改め、「に限る。」を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げる作業に付随して行われる通訳の作業

第十一条第八項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「前各号」を「第一号又は第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員が、前号の作業に付随して行われる通訳の作業に従事したとき。

第十一条第十三項中「、交通事故の処理」を「若しくは交通事故の処理若しくはこれらに付随して行われる通訳」に改める。

別表第二 四 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(二) 精神保健業務手当の目中「日額 四五〇円」を「日額四五〇円（深夜に従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十を加算した額）」に改め、同表 十七 警察事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(一) 刑事作業手当の目中「第十一条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号又は第二号」に、「第十一条第二項第二号」を「第十一条第二項第三号」に、「第十一条第二項第三号」を「第十一条第二項第四号」に、「第十一条第二項第四号」を「第十一条第二項第五号」に改め、同項(七) 交通捜査等作業手当の目中「第十一条第八項第一号」を「第十一条第八項第一号又は第二号」に、「第十一条第八項第二号」を「第十一条第八項

第三号」に、「第十一条第八項第三号」を「第十一条第八項第四号」に、「第十一条第八項第四号」を「第十一条第八項第五号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第五十三号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「占める職」の下に「その他の職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職」として人事委員会規則で定める職」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第五十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「(第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員(千葉県人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「千葉県人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。))の」を「人事委員会規則で」、「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改める。

第五条中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第六条第五項中「職務の特殊性又は」を「前項各号のいずれかに該当する場合又は職務の特殊性若しくは」に、「において」を「には」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間について別に定めることができる。

一 第一項又は第二項の規定によると能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合

二 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

第八条の三第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十条第一項中「休日」を「第八条の三第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第二十一条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十六条第三項中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「又は」を「若しくは第三項又は」に改め、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「週休日」を「週休日又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日」に改める。

第十七条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十九条の二第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「よる週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

(千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第三条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「週休日(」及び「をいう。以下同じ。)」を削る。

第九条の二第一項中「週休日又は」を「勤務時間を割り振らない日又は」に、「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改め、同条第二項中「週休日等」を「勤務

時間を割り振らない日等」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「、第四条」を「及び第三項、第四条」に、「及び」を「並びに」に改める。

(千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「週休日(」及び「をいう。以下同じ。)」を削る。

第十六条第一項中「週休日又は」を「勤務時間を割り振らない日又は」に、「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改め、同条第二項中「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年六月一日から施行する。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年千葉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項の表給与条例第七条第四項の項及び給与条例第十九条の二第一項の項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同表勤務時間条例第五条の項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同表勤務時間条例第八条第一項の項下欄中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同表勤務時間条例第十条第一項の項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第五条(」を「第五条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び)」に改め、「勤務日等(」の下に「第八条の三第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第八条第三項の表前条第七項の規定により読み替えて適用する給与条例第十九条の二第一項の項中「週休日又は」を「又は祝日法」に、「週休日若しくは」を「若しくは祝日法」に改める。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十六号を削り、第三十五号の五を第三十六号とし、第三十五号の四を第三十五号の六とし、第三十五号の三の次に次の二号を加える。

三十五の四 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第十八条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）

イ 法第十八条第一項の規定による認可

ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告

三十五の五 農地中間管理事業の推進に関する法律

（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第十八条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地（イに掲げる土地にあつては、同一の事業の目的に供するための権利の設定又は移転が行われる区域の面積が二ヘクタールを超えるものに限る。）のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）

イ 法第十八条第一項の規定による認可

木更津市、勝浦市及び南房総市並びに香取郡神崎町及び東庄町、山武郡芝山町、長生郡長生村並びに夷隅郡大多喜町

我孫子市

— ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告 —

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第三十五号の四及び第三十五号の五上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に同法の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

別表第二公安委員会の項中「又は同条第十四項の徴収」を「、同条第十四項の徴収、同法第一百一条の七第二項の通知又は同法第一百二条第二項から第四項までの命令」に改める。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

第二条 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第三十条の四十第一項」の下に「(同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

(千葉県個人情報保護審議会条例の一部改正)

第三条 千葉県個人情報保護審議会条例(令和四年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定」を「(同法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)」の規定」に改める。

第三条中「第三十条の四十第二項」の下に「(同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号の政令で定める日から施行する。ただし、第一条中住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づくものの項危険物取扱者試験手数料の目中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同項危険物取扱作業保安講習手数料の目中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同項消防設備士試験手数料の目中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項大麻取扱者免許申請手数料の目中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取扱者免許の」を「免許の」に改め、同項大麻取扱者登録変更手数料の目中「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「第十条第五項」を「第六条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に改め、同項大麻取扱者免許証再交付手数料の目中「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「免許証の」に改め、同表高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項製造許可申請手数料の目に次の摘要を加える。

（摘要）

第五条第一項の規定による高压ガスの製造の許可の申請に対する審査が、同項第一号に該当する者のうち移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をする者であつて、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けたもの（以下この項において「特定充填事業者」という。）の許可の申請に対する審査である場合の手数料の額は、六千円とする。

別表第一高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項完成検査手

数料の目中「製造許可申請手数料の目の区分に応じ、それぞれ同目額の欄に定める額」の下に「(特定充填事業者に該当する場合にあつては、同目の摘要に定める額)」を加え、同目の摘要第一号中「(昭和四十二年法律第四百十九号)」を削り、同表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくものの項貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料の目中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の第二十二項」に改め、同表職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づくものの項技能検定試験手数料の目第四十四条の規定による技能検定試験の実施の節の摘要第二号中「次に掲げるもの(」を「もの(県内に住所を有する在校生若しくは県内に所在する職業能力開発校において訓練を受けている在校生若しくは県内に所在する高等学校等に在学している在校生又はこれらに相当する者として知事が定める在校生(以下この摘要において「県内在校生」という。))に限り、」に改め、「在留する者」の下に「(以下この摘要において「在留資格者」という。))を加え、「表又は」を削り、同号イ及びロを削り、同節の摘要に次の二号を加える。

三 三級の技能検定を受検しようとする者であつて、当該技能検定(実技試験に限る。)を受検する日の属する年度の四月一日における年齢が二十三歳未満であるもの(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者又はこれに相当する者として知事が定める者(以下この摘要において「被保険者等」という。))に限り、県内在校生又は在留資格者を除く。)が当該技能検定を受検する場合の実技試験に係る手数料の額は、表又は摘要の一に定める額から九千円を減じた額とする。

四 三級の技能検定を受検しようとする者であつて、当該技能検定(実技試験に限る。)を受検する日の属する年度の四月一日における年齢が二十三歳未満であるもの(県内在校生、在留資格者又は被保険者等を除く。)が当該技能検定を受検する場合の実技試験に係る手数料の額は、表又は摘要の一に定める額から四千五百円を減じた額とする。

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に基づくものの項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)に基づくものの項警備業認定証再交付手数料の目を削り、同項中「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定証更新申請手数料」に、「認定証の更新」を「認定の更新」に改め、同項警備業認定証書換え手数料の目を削り、同表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づくものの項自動車運転代行業認定証再交付手数料の目及び自動車運転代行業認定証書換え手数料の目を削り、同表探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)に基づくものの項を削り、同表さわやかちば県民プラザの項研修室等使

用料の目スポーツ広場の節を削り、同目の摘要第二号中「スポーツ広場、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくものの項貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料の目の改正規定及び附則第三項の規定公布の日

二 別表第一消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づくものの項の改正規定令和六年五月一日

三 別表第一大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項の改正規定及び次項の規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日

(経過措置)

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前的大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者の免許の有効期間内において、これらの者が前項第三号に定める日以後に改正前の使用料及び手数料条例別表第一大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項大麻取扱者登録変更手数料の目及び同項大麻取扱者免許証再交付手数料の目の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

(適用)

3 この条例の公布の日から改正法の施行の日までの間に改正法附則第六条の規定により改正法第一条の規定の施行前に同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の免許の申請を行う場合の改正前の使用料及び手数料条例別表第一大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項の規定の適用については、同項中「大麻取締法」とあるのは「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第六条の規定により同法第一条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律」と、「大麻取扱者免許申請手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者免許申請手数料」と、「大麻取扱者免許の」とあるのは「免許の」とする。

議案第五十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって」を削り、「もの」を「利用特定個人情報（法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「から前二項」を「から第二項に規定する利用特定個人情報又は前項」に改め、同条第五項中「第二項及び」を「第二項の規定による利用特定個人情報の利用又は」に改め、「により当該」の下に「利用特定個人情報又は」を加える。

別表第二第二号中「法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）その他の生活保護事務に関する利用特定個人情報」に改め、同表第三号中「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に改め、同表第五号中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限る。）であって」を「特定個人番号利用事務であって、利用特定個人情報のうち生活保護関係情報の提供を受

けることによつて効率化を図ることが出来るものとして」に改める。

別表第三第一号及び第二号中「法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「生活保護関係情報その他の生活保護事務に関する利用特定個人情報」に改め、同表第七号中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限る。）であつて」を「特定個人番号利用事務であつて、利用特定個人情報のうち生活保護関係情報の提供を受けることによつて効率化を図ることが出来るものとして」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

議案第六十号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第一条中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第二条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和五年厚生労働省令第三十六号)」に改める。

第三条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い識見と専門性」に、「おいて」を「おいて入所者の置かれた状況に応じた」に、「処遇」を「支援」に改める。

第四条(見出しを含む。)及び第五条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第六条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「を立てておかなければ」を「(第十四条の二第四項において「非常災害計画」という。)を策定しなければ」に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「その他の」を「その他」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条の二 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援

施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第十四条の二第四項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第七条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「を設置する等」を「の設置その他の」に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所」を「知事」に改め、同条第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第八条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「整備しておかなければ」を「整備しなければ」に改める。

第九条を次のように改める。

（職員配置の基準）

第九条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 入所者の自立支援を行う職員 二以上
- 三 栄養士又は調理員 一以上
- 四 看護師又は心理療法担当職員 一以上
- 五 事務員 一以上
- 六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条中「能力と熱意」を「に当たって女性の人權に関する高い識見と専門性」に改め、同条第一号中「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改める。

第十一条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第二項及び第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第四項第一号イ中「入居者」を「入所者」に、「四・九五平方メートル」を「九・九平方メートル」に改め、同号ロ中「共同廊下」を「廊下」に、「直面して」を「直接面して」に改め、同項第四号中「講じなければならない」を「講ずる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(秘密保持等)

第十一条の二 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第十二条第一項中「に入所させる人員は、原則として四人以下」を「の定員は、原則一人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

第十三条を次のように改める。

(自立支援等)

第十三条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第十四条の見出しを「(食事の提供)」に改め、同条第一項中「給食」を「食事」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十四条の二 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画

に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

第十五条第一項から第三項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第四項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「感染症」を「感染症又は食中毒」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければ」に改める。

第十六条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第十七条中「婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所」を「女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関」に、「母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、」を「日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び」に改める。

第十八条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附則第二項中「婦人保護施設」の下に「(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第四条の規定による改正前の売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設をいう。)であつて困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第八条第三項の規定により女性自立支援施設とみなされたもの」を加える。

附則第三項を削る。

附則第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第三項とする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

第一百十二条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(千葉県子どもを虐待から守る条例の一部改正)

第三条 千葉県子どもを虐待から守る条例（平成二十八年千葉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（施設長の資格要件に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に施設長である者のうち、第一条の規定による改正前の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第十条に規定する能力と熱意を有する者であつて同条第一号に掲げる要件を満たすものは、第一条の規定による改正後の女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第十条に規定する識見と専門性を有する者であつて同条第一号に掲げる要件を満たすものとみなす。

（居室の床面積及び入所人員に関する経過措置）

3 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、新条例第十一条第四項第一号イ及び第十二条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第十一条第四項第一号イ及び第十二条の規定の例による。ただし、施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を
改正する条例

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口を次のように改める。

口 児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センター

第三条第二号を次のように改める。

二 児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターの業務

第六条第一項の表愛育園の項入所資格の欄第二号中「第二十四条の二十四第一項」の下に「又は第二項」を加え、同欄第三号中「第三十一条第三項」の下に「又は第三十一条の第二第二項」を加え、同項入所期間の欄中「の指導、」を「における基本的な動作及び」に、「付与及び」を「習得のための支援並びに」に改める。

別表障害児通所支援利用料の項を削り、同表医療型児童発達支援利用料の項中「医療型児童発達支援利用料」を「障害児通所支援利用料」に改め、「（医療型児童発達支援）及び「に係るものに限る。」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第六十二号

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊谷俊人

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する
条例

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成二十九年千葉県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第三項中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

第五条中「政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第四項第一号」を「同項第一号」に改める。

第六条各号中「政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第七条中「政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第六項第一号」を「同項第一号」に改める。

第九条各号中「政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十条中「政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第四項第一号」を「同項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第六十四号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 麻薬及び向精神薬取締法第二条第二項に規定する政令で定めるもの

第二条第七号中「これら」を「前各号（第三号を除く。）に掲げるもの」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第二条第一項第四号中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に改める。

第十二条中第九号を第十四号とし、第六号から第八号までを五号ずつ繰り下げ、第五号に次のように加える。

ハ 毛髪等が循環る過器に流入しないようにするための設備は、毎日清掃及び消毒をすること。

第十二条中第五号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 水位計配管は、一週間に一回以上適切な方法により生物膜を除去すること。

九 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設置する場合は、生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

十 貯湯槽は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯湯槽の温度を摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の水及び湯の消毒を行うこと。

ロ 貯湯槽内部の生物膜の状況を点検し、一年に一回以上清掃及び消毒をし、生物膜を除去すること。

第十二条第四号の次に次の二号を加える。

五 シャワーは、次に掲げる措置を講ずること。

イ シャワーは、一週間に一回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、一年に一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄し、消毒すること。

六 気泡等発生装置（気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。）は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

第十五条中「第五条第四号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第十六条第七号を次のように改める。

七 浴室の浴槽に気泡等発生装置を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。

イ 気泡等発生装置の点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。

（公衆浴場法施行条例の一部改正）

第二条 公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 浴槽に気泡等発生装置（気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。）を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。

イ 気泡等発生装置の点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。

第四条第十五号ハ中「第二十六号イ」を「第二十八号イ」に改め、同条第十七号ハ中

「こう配」を「勾配」に改め、同条中第三十二号を第三十七号とし、第二十七号から第三十一号までを五号ずつ繰り下げ、第二十六号に次のように加える。

ハ 毛髪等が循環ろ過器に流入しないようにするための設備は、毎日清掃及び消毒をすること。

第四条中第二十六号を第二十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十九 水位計配管は、一週間に一回以上適切な方法により生物膜を除去すること。

三十 調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに供給する湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設置する場合は、生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

三十一 貯湯槽を設置する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯湯槽の温度を摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の水及び湯の

消毒を行うこと。

ロ 貯湯槽内部の生物膜の状況を点検し、一年に一回以上清掃及び消毒をし、生物膜を除去すること。

第四条第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六 シャワーは、次に掲げる措置を講ずること。

イ シャワーは、一週間に一回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、一年に一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄し、消毒すること。

二十七 気泡等発生装置は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

第五条第二項中「及びロ」を「、ロ及びホ」に改める。

第六条第七号中「第三十一号」を「第三十六号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第一条中旅館業法施行条例第一条及び第十五条の改正規定は公布の日から、第一条中同条例第二条第一項第四号の改正規定は同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設における第一条の規定による改正後の旅館業法施行条例第十六条第七号（同条例第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、施行日以後最初に当該許可又は申請に係る旅館業の施設の構造設備のうち同条例第十二条第六号に規定する気泡等発生装置に係る部分に変更を生じるまでの間は、同条例第十六条第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けて経営をしている者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場における第二条の規定による改正後の公衆浴場法施行条例第四条第十四号（同条例第五条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、施行日以後最初に当該許可又は申請に係る公衆浴場の構造設備のうち同条例第四条第十四号に規定する気泡等発生装置に係る部分に変更を生じるまでの間は、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第六十六号

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一千葉県文化会館の項第一小練習室利用料の目中「第一小練習室利用料」を「小練習室利用料」に、「四千七百四十円」を「八千四百八十円」に、「五千四百円」を「九千六百七十円」に、「一万五千六百四十円」を「二万八千十円」に、「九千五百五十円」を「一万七千百円」に、「一万八千六十円」を「二万九千四百五十円」に、「三万三千三百十円」を「五万六千百十円」に改め、同項第二小練習室利用料 第三小練習室利用料の目、第一会議室利用料 第二会議室利用料の目及び第三会議室利用料の目を削り、同項特別会議室利用料の目中「特別会議室利用料」を「会議室利用料」に、「一万四千八百三十円」を「八千七十円」に、「一万六千九百六十円」を「九千二百五十円」に、「一万七千三百十円」を「九千四百三十円」に、「四万八千九百九十円」を「二万六千八百三十円」に改め、同項第一楽屋（個室）利用料 第二楽屋（個室）利用料 第三楽屋（個室）利用料 第五楽屋利用料の目中 「第三楽屋（個室）利用料」「第四楽屋利用料」を 「第五楽屋利用料」「第七楽屋利用料」に改め、同項第四楽屋利用料 第七楽屋利用料の目を削り、同項第六楽屋利用料の目中「第六楽屋利用料」を 「第五楽屋利用料」に改める。

第六楽屋利用料」

附 則

この条例は、令和六年七月一日から施行する。

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例

印旛沼土地改良施設管理条例（昭和四十四年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表埜原揚排水機場の項を次のように改める。

埜原揚排水機場

第四条中「白山甚兵衛揚水機場」の下に「、埜原揚排水機場」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第六十八号

千葉県漁港管理条例及び千葉県臨港地区構造物規制条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県漁港管理条例及び千葉県臨港地区構造物規制条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県漁港管理条例及び千葉県臨港地区構造物規制条例の一部を
改正する条例

(千葉県漁港管理条例の一部改正)

第一条 千葉県漁港管理条例(昭和三十五年千葉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十八条の二第一項中「ついて」を「ついて、」に、「占用又は」を「占用若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。」を加える。

(千葉県臨港地区構造物規制条例の一部改正)

第二条 千葉県臨港地区構造物規制条例(昭和四十一年千葉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

建築基準法施行条例等の一部を改正する条例の制定について

建築基準法施行条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 建築基準法施行条例(昭和三十六年千葉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分

二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

第二十二条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

第二十四条第二項中「主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分

二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

第三十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

第三十八条第一号中「部分」の下に「(特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く。)」を加える。

第五十一条中第四項を第五項とし、同条第三項中「又は第四十条の二」を「、第四十条の二、第四十一条又は第四十三条の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十五条又は第二十六条第一項」を「第二十二条の二第一項、第二十五条、第二

十六條第一項又は第三十四條第一項」に、「これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分（政令第百七十七條第二項各号に掲げる建築物の」を「独立部分（次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める）」に、「独立部分」という」を「同じ」に改め、「限る。以下この項」の下に「（各号を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第百九條の八に規定する建築物の部分

二 第二十五條又は第二十六條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第百七十七條第二項各号に掲げる建築物の部分

第五十一條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

法第三條第二項の規定により第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項の規定の適用を受けない建築物で、法第三條第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築又は改築（政令第百三十七條の四第一号イに該当する増築又は改築であつて、当該増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものに限る。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三條第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

第五十二條の四中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第三項」に改める。

第五十二條の五中「第五十一條第四項」を「第五十一條第五項」に改める。

第五十三條第一項中「第二十二條の二」を「第二十二條の二第一項若しくは第三項」に、「第三十四條」を「第三十四條第一項」に改める。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

第二條 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づくものの項中

建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料	第三百三十七条の十六第二号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査	一件につき	二万七千円
--------------------------------	---	-------	-------

を

敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は模様の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	第三百三十七条の十二第六項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	一件につき	二万七千円
道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	第三百三十七条の十二第七項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	一件につき	二万七千円
建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料	第三百三十七条の十六第二号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査	一件につき	二万七千円

に改め、同表都

市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

る法律」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）に基づくものの項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改める。

（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第三条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第六十号上欄ヲ中「及び第三項」の下に「、第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例（平成十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、二三八人」を「一一、四二一人」に改め、同条第二号中「二五、九七七人」を「二六、二二八人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第七十一号

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十四日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例

千葉県警察基本条例（昭和二十九年千葉県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（定員の特例）

8 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における別表第二の規定の適用については、同表中「三、三七一人」とあるのは「三、四〇一人」と、「一〇、八五〇人」とあるのは「一〇、八八〇人」と、「一二、〇七六人」とあるのは「一二、一〇六人」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。